

農業委員会だより

第 68 号

発行

平成31年3月25日

編集・発行

藤枝市農業委員会

藤枝市岡出山2-15-25

藤枝市役所南館1F

TEL 054-643-3269 (直通)

藤枝市の経営耕地面積：1,311ha
藤枝市の総農家戸数：2,617戸
(2015年農林業センサス)



研修を受ける農業委員のみなさん
(岐阜県郡上市にて)



志太地区代表農業委員は鳥獣被害対策を学ぶため、岐阜県郡上市へ視察研修に行きました。

研修では講師の 酒井 義広 氏 (岐阜県郡上農林事務所 農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー) より防獣柵や防草シートの設置方法について説明がありました。受講者は郡上市の進んだ鳥獣被害対策を熱心に聞き入り、その知識を地元で生かそうと意気込んでいました。

平成31年度 藤枝市農業委員会受付等日程表

| 年 月 日 | 受付締切日 | 委員による 事前審査 | 地区代表審査 | 委員会総会 | 県農業委員会ネット ワーク機構意見聴取 | |
|-------|-------|---------------|----------|--------|------------------------|--------|
| 2019年 | 4月 | 3月22日(金) | 2日(火) | 10日(水) | 15日(月) | 22日(月) |
| | 5月 | 4月19日(金) | 4月26日(金) | 10日(金) | 16日(木) | 22日(水) |
| | 6月 | 5月24日(金) | 4日(火) | 10日(月) | 17日(月) | 21日(金) |
| | 7月 | 6月24日(月) | 2日(火) | 8日(月) | 16日(火) | 22日(月) |
| | 8月 | 7月24日(水) | 1日(木) | 9日(金) | 15日(木) | 22日(木) |
| | 9月 | 8月23日(金) | 3日(火) | 10日(火) | 17日(火) | 20日(金) |
| | 10月 | 9月24日(火) | 1日(火) | 10日(木) | 15日(火) | 21日(月) |
| | 11月 | 10月24日(木) | 1日(金) | 8日(金) | 15日(金) | 22日(金) |
| | 12月 | 11月22日(金) | 3日(火) | 10日(火) | 16日(月) | 20日(金) |
| 2020年 | 1月 | 12月20日(金) | 7日(火) | 10日(金) | 16日(木) | 22日(水) |
| | 2月 | 1月24日(金) | 4日(火) | 10日(月) | 17日(月) | 21日(金) |
| | 3月 | 2月21日(金) | 3日(火) | 10日(火) | 16日(月) | 19日(木) |

※日程は行事等により変更する場合があります。

※上記日程で審査される案件

- 農地法許可(3.4.5条許可・許可後計画変更承認) ○競売時買受適格証明 ○非農地証明 ○農業用施設証明
- 畑地への利用目的変更承認 ○基盤強化法による利用権設定

※届出案件(法3.4.5条)、転用事実確認等は随時(市役所開庁日の8:30~17:15)受付届出受理まで2週間以内(申請内容に不備・不足のない場合)です。

- 必要書類の不備、不足の場合は受付できません。
- 受付締切日から委員による事前審査までの間に、事務局が現地調査を行います。
- 地区代表委員会・総会において事業内容等の説明をお願いする場合があります。
- 現地調査、事前審査、代表審査における指摘事項の状況により、総会に上程できない場合があります。
- 他法令等による許可・承認の必要な案件の場合は、その許可・承認と同時許可・受理となります。



藤枝市農業委員会事務局 電話 054-643-3269

※許可案件については、必ず申請する前に計画資料(図面等)を持参の上、相談を行なってください。
 ※締切日にかかわらず、早く提出のできる案件についてはなるべく早い提出をお願いします。

※ご注意いただきたいこと

締め切りは24日を基本としておりますが、日程の都合により早い月があります。
 4月、5月、9月、12月、1月総会の締切日にご注意ください。

文化財課からのお願い そこは遺跡かも？確認にご協力ください！



日頃から身近な野山や平地の水田、もしかしたら遺跡かもしれません。改植などで、土地を掘る予定がある場合には、まずは遺跡かどうかを確認しますので、事前に、早めに文化財課へご相談ください。

遺跡があった場合には、文化財保護法の届出のほか、発掘調査を行ってその記録を残す作業を文化財課が行います。調査が済めば、改植など希望する事業を実施できます。調査の時期などをご相談させていただき計画的に対応するため、将来的な話、未確定な話でもかまいませんので、ぜひ早めに文化財課まで情報をお寄せください。

問合せ TEL 645-1100(郷土博物館)



奈良時代の土器発見！

藤枝市賃借料情報

～今後の農地の貸し借りの参考としてください～

1. 水稻の部

【10a (=1,000㎡) 当たりの年額】

| 地区名 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | 筆数 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-----|
| 山間部（瀬戸谷・稲葉・葉梨・岡部町朝比奈） | 4,300 | 5,000 | 2,600 | 28 |
| 東部（広幡・西益津・藤枝・岡部町岡部） | 3,100 | 6,000 | 1,500 | 19 |
| 南部（青島・高洲・大洲） | 2,300 | 5,000 | 1,000 | 119 |

2. 茶の部

| 地区名 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | 筆数 |
|----------|--------|--------|--------|-----|
| 瀬戸谷 | 1,000 | 3,000 | 700 | 247 |
| 稲葉・藤枝 | 2,000 | 2,900 | 1,900 | 11 |
| 葉梨・青島・岡部 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 6 |

3. 畑（白畑）・茶以外の樹園地の部

| 地区名 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | 筆数 |
|-------------|-------|--------|-------|-----|
| 藤枝市（含岡部町）全域 | 6,000 | 10,000 | 2,500 | 112 |

4. 施設栽培（ハウス）の部

| 地区名 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | 筆数 |
|-------------|--------|--------|--------|----|
| 藤枝市（含岡部町）全域 | 47,000 | 90,000 | 17,000 | 25 |

※1 平成30年1月から平成30年12月までに締結（公告）された賃貸借を集計しています。

※2 対価が現物のものについては、米60kg = 8,000円相当で算出しています。

※3 この表の金額は、賃借実績に基づく平均値であり、個々の賃借における賃借料を規制するものではありません。

農地の賃借 について



農地の売買、賃借、贈与、転用（農地以外の目的にすること）相続など届出および許可申請手続きが必要となります。お考えの方は、ぜひご相談ください！

借りたい、貸したい農地のあっせんも行っております。

農地に関することは、農業委員会事務局（電話643-3269）までご連絡ください。



入っていますか？農業者年金

現在お得、
将来安心！

加入するとき、以下の3つの資格があればどなたでも加入できます

- ①年間60日以上農業に従事している
- ②国民年金の第1号被保険者（国民年金の保険料納付免除者は除く）
- ③60歳未満である



加入・脱退、
金額変更は
いつでも自由！

自分名義の農地をもっていない農業者の方や配偶者・後継者など家族農業従事者の方もおひとりでも加入できます。

- 支払った保険料は、全額（！）社会保険料控除ができます
- 一生涯受給が続く、終身年金です
- 自分の積み立てを自分が受け取る＜確定拠出型年金＞なので
少子化社会でも安心です

スマホで試算できます(^o^)/



お問い合わせは農業委員会事務局まで

全国農業新聞を
読んでみませんか？



月4回金曜日発行
購読料月700円(送料込み)

全国農業会議所が発行して
いる農家の皆さんのための情
報誌です。

購読希望の方は、農業委員
会事務局までご連絡下さい。

農林課からのお知らせ



ストップ！鳥獣被害



近年、イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害や地域への出没状況は深刻になって
います。有害鳥獣から農地を守るためには、①農地を防護柵で囲って守ること、②放
任果樹の伐採や草刈り等により有害鳥獣が棲みにくい環境作りをすること、③農地を
荒らす有害鳥獣を捕獲すること、の3つの対策が重要になります。これら3つを地域
で総合的に行うことで有効な有害鳥獣対策になります。

藤枝市では、これらの対策を行う農家等に対して助成を行っています。例えば、一
つの地区においてイノシシ対策用の金網柵を設置したい場合、耕作者が3戸以上あり、
設置した金網柵を14年間管理できる等、国の補助要件を満たせば、金網柵の支給を
行っています（設置作業は地元農家の方になります）。その他、個々の農家へ電気柵
設置に対する補助金（購入前に申請が必要）や、地域ぐるみで対策を実践していきた
い地区へ、被害対策の研修会を開催するなどの事業を行っていますので詳細は、市役
所農林課にお問い合わせください。（TEL：054-643-3550）



▲電気柵設置の事例



▲金網柵設置の事例

編集後記

農業委員になって任期の半
分が過ぎました。

最初は何も分からず、聞き
なれない言葉や内容に戸惑っ
ばかり、半信半疑のまま過ご
してきました。そんな私に、
昨年市外に住む方から、利用
権設定による依頼があり、初
めて自分一人で仕事を請け負
うことになりました。地主さ
んと交渉等に携わり不安で
したが、無事に話をまとめる
ことができました。

今、耕作放棄地が増える中、
若い人達が利用してくださる
のは、本当に有難いことだと
思います。しかし、だいが前
に借りた方の中には何筆も放
置したままで、草も刈らず、
手つかずの状態になっている
畑もあります。一度に何か所
も借りるのは構いませんが、
責任を持って耕作を進めてい
ただきたいと思います。

これらの問題等を踏まえて
在任期間を皆様のお力をお借
りしながら今後の活動に努め
てまいります。

農業委員 奥川 いづみ

明るい未来の地球環境を考え
地域に貢献する会社を目指します



(株) フジエダロード

〒426-0133 静岡県藤枝市宮原779番地
TEL：054-639-0799
FAX：054-639-0113

農地の売買をしたい
農地の賃貸借をしたい
農地転用したい

こんなときの許可・届出は…
お近くの行政書士に
ご相談下さい。

行政書士は農地法申請・届出のプロです。

静岡県行政書士会
志太支部



藤枝岡部
玉露の里

〒421-1115 静岡県藤枝市新舟1214-3
TEL：054-668-0019 FAX：054-668-0074
メール：gyokuro@netinsz.co.jp
H P：www.shizutetsu-retailing.com